

有限責任中間法人の一般社団法人への移行に伴う 法人二税の届出等について

平成 21 年 2 月
東京都主税局

公益法人制度改革の一環として、平成 20 年 12 月 1 日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」といいます。）が施行され、中間法人法が廃止されました。これにより、平成 20 年 12 月 1 日をもって、有限責任中間法人は、一般社団法人となりました。

一般社団法人となった有限責任中間法人（以下「旧有限責任中間法人」といいます。）は、平成 20 年 12 月 1 日の属する事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の終結までに、その名称に「一般社団法人」という文字を使用する旨の定款の変更を行い、名称変更の登記を行う必要があります。

このことに伴う都税事務所・支庁（島しょ）への届出や法人事業税・都民税及び地方法人特別税の申告の概要は以下のとおりです。

◆ 異動届出書の提出が必要な異動事項（記載例は裏面を参照してください。）

- (1) 名称変更の登記を行った場合（添付書類：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し）
- (2) 法人税法上の非営利型法人となった場合（添付書類：税務署へ提出した届出書の写し）

平成 20 年 12 月 1 日以後、法人税法上の非営利型法人となった場合は、法人税法上の区分が普通法人から公益法人等に変更になります。

※ 非営利型法人に該当せず、法人税法上の区分が普通法人のままである場合は、名称変更の登記を行うまで、異動届出書の提出は不要です。

◆ 非営利型法人となった場合のみなし事業年度と申告方法について

旧有限責任中間法人が、平成 20 年 12 月 1 日以後、非営利型法人となった場合は、事業年度が以下のように区分されます。（法人税法第 14 条第 22 号、法人税法基本通達経過的取扱い（2）（平 20.7.2 法課 2-5））

- (1) 定款で定めた事業年度開始の日から、非営利型法人となった日の前日までの期間
- (2) 非営利型法人となった日から、定款で定めた事業年度終了までの期間

(例)・事業年度 20.1.1~20.12.31

・非営利型法人となった日 20.12.1



